



HPはこちら

## 就業規則違反が発生！ 繰り返さないことを労使で確認！

就業規則を逸脱した運用がある実態に踏まえ、4月16日に団体交渉を行いました。

### 就業規則 63条の本質について、労使共通の認識を確認！

1. 勤務指定は社員が就労日を確実に認識し、就労に万全な体制で臨むことで「安全・安定輸送」が実現する。
2. 社員が計画的に生活していく上でも勤務指定は厳重に行わなければならない。

## 乗務員勤務指定のルールを確認！

- ◎乗務員の勤務指定は毎月25日に発表する。また、始終業時刻を明確にする必要があることから、乗務員運用行路表（箱ダイヤ、労働時間A、労働時間Bが含まれたもの）で示さなければならない。
- ◎乗務員の勤務指定は毎月25日の発表時において、変行路や臨行路についても、乗務員運用行路表を社員がいつでも閲覧できるようにしなければならない。
- ◎勤務発表をした以降に、勤務指定した行路に変更が生じた場合には、速やかに当該社員へ説明し、周知する。

勤務指定が定められた日に発表されないことで、翌月の生活設計が立てられない社員がいました。

**「働きやすさ」が奪われた**

**「働きがい」はありません！**

あなたの職場は大丈夫ですか！？